

# 神祇院の成立過程の研究

鈴木紀彦

## 一 神祇院に関する研究の現状

明治政府の草創期から終戦までの間、特に明治初期に神社行政が非常に重視されていた事実を踏まえた上で神社行政に関する研究の現状を考えると、これまでの神社行政の研究はいわゆる「国家神道」研究の一環としてしか行われてこなかったと言わざるを得ない。「国家神道研究」の中での神社行政を見てみると、もともと神社行政が政府内で重視されていた明治草創期から、制度の改変がひと段落する明治三三年頃までを扱っている場合が非常に多い。その一方で、大正・昭和期の神社行政はいわゆる「広義の国家神道」研究の中で軍国主義・ファシズムと関連付けて説明されることが多い。とりわけ、昭和十五年から二十一年まで存在していた「神祇院」に関しては、存在時期が太平洋戦争の時期と重なっていることから、戦時体制の諸行政の

ひとつとして一括りに論じられている。

では、その「国家神道」に関する先行研究を見てみると、肝心の神祇院に関しては記述を曖昧にすることが多い。

戦後の国家神道研究における先駆者である宗教学者の村上重良氏は著書『国家神道』で、「神祇院のもとで、神社行政は大幅に拡大強化され、国家神道は、統制下の各宗教に文字どおり君臨して、国体の教義の普及に総力を投入した<sup>(1)</sup>。」と推断している。また『国家神道と民衆宗教』のI章では「神祇院の時代」の項を設け、神祇院の設置、戦時下の宗教弾圧、八紘一宇の聖戦、排外民族主義、植民地・占領地の神社、国体護持と海外神社の末路を述べているが、神祇院の施政については一切触れられず「政府」の行った施政を十五頁に渡って書き連ねるにとどまっている<sup>(2)</sup>。

葦津珍彦氏は村上氏の提示した国家神道論に反論する形で、著書『国家神道とは何だったのか』を著した。その著

作で葦津氏は「戦中非常時の国家神道」という章を設けている。その大要は、二・二六事件を契機に神国思想が広まり、政府は混乱する神国思想を調整しようとするが在野や神道人の反対を受けて失敗した。外国はその「自然発生的神国思想を政府の神祇院による狂信愛好的神道宗教の指導によるものと誤認した」と述べている。しかし神祇院に関して、葦津氏の見解は「帝国政府の官制上、神社神道——戦後の用語では国家神道——の最高機関である神祇院は、非宗教であるのみならず、思想論争などには全く関与しない、非イデオロギーに徹していたといえる。」とするにとどまっている。

阪本是丸氏は著書『国家神道形成過程の研究』<sup>(4)</sup>にて、一章を設けて論じているが、それは神社界側の視点に立つたものであった。同じく『近代の神社神道』では

すなわち、「国家神道」は無力であったし、その本拠・総司令部ともいふべき内務省神社局・神祇院もはなはだ無力であり、なんらの積極的指導・行動も行ってはいない。結論めいたことをいうならば、神祇院および神社人からひとりのページも出なかつたことが、その事情を如実に示している。神祇院副総裁で神祇院の事実上の最高責任者であった飯沼一省は公職追放にもならなかつたし、従前の官国幣社の神職がその神社を追

放されたこともない。

と述べるものの、昭和期、そして神祇院については詳細を避けていることが分かる。

しかしながら近年、ようやく神祇院に対する本格的研究の動きが見え始めた。藤岡洋保氏が神社局時代から神祇院時代にかけての官国幣社の営繕費について迫り、藤本頼生氏が無格社整理問題に注目して神祇院調査課の実態に迫った論文を著わした<sup>(7)</sup>ほか、竹内雅之氏が昭和十七年に改正された神社行事作法について論ずるなど、特定のテーマと関連付けて神祇院を研究対象とする流れが形成されつつある。

総括すると、神祇院を対象とした本格的な研究はようやく動き出したと言える。研究の不備という事実は、阪本氏編『国家神道再考』で藤田大誠氏も『国家神道』の形成過程については、現在までにかなり豊富な史的研究の蓄積がなされているが、その成立以降、昭和二十年の敗戦に伴う終焉に至るまでの展開については、その大体の流れや制度的骨格は押さえられているとはいえず、いまだ個別の課題は山積しているともいえる。<sup>(8)</sup>と指摘しているとおりである。

藤田氏は同書において、前述に続いて『神祇特別官衙設置運動』について、明治末期から大正期を辿り、一応の帰結である昭和十五年の神祇院設立までの時期を跡付けた

い」と述べた。本論文は藤田氏と同じ問題意識に立ちつつ、神祇院を『国家神道』の到達点などではなく、ただの一行政官庁として捉え直し、その成立過程を再検証していくものである。

## 二 神社制度調査会の誕生

明治二年の時点では、太政官と対を成す「神祇官」の名称で存在していた神社行政であったが、時が経つにつれて名称とともに規模が縮小し、最終的には内務省内の一部局で仏教その他諸宗教と同列に扱われることになった。神仏分離によって幕府時代の仏教への隷属状態から脱出し、神祇官の設置によって祭政一致が実現されることを望んでいた神道人および敬神家、すなわち神官神職、神道学者、帝國議會議員らは、神祇官を復活させるべく長年にわたって運動を行ってきた。神祇院の成立は、五十年以上に渡る運動の精華であったのだ。

神祇院成立に繋がる流れは、昭和四年に内務省に誕生した「神社制度調査会官制」が根源となっている。全国の神職によって組織された全国神職会(9)は昭和三年に「皇道二關スル建議附神祇會議要綱」を発表し、総理、宮内、内務、陸海軍の各大臣にその建議書を提出した。翌四年八月、内務大臣安達謙蔵は「神社制度調査会官制制定の件」を閣議

に提出し、十二月十日に「神社制度調査会官制」(10)として成立した。会議は有識者および神道関係者からなる委員と監事で構成され、委員は「学識アルモノ」五人、内閣一人、宮内省二人、内務省五人、大蔵省一人、司法省一人、文部省一人、貴族院議員四人、衆議院議員四人、神官・神職等六人の計三十人が規定された。

委員構成を見てみると、調査会の性格ゆえに政府側の委員の中では神社局を擁している内務省委員が五人と一番多く、他省の委員は人数の少なさ故に相対的に発言力が弱くなっている。また、実際に選出された委員には全神関係者が多く加わっていることから、実質的には内務省と全神の折衝の場としての性格を帯びていくこととなった。

翌五年からの本格始動以来、調査会は人事の交代を繰り返しつつ、氏子制度や神祇制度の整備充実、あるいは神職制度、招魂社制度などの諸案件について調査、審議活動を続けた。しかし、神社界の悲願である神祇特別官衙設置問題が議論の俎上に上がるのは、設置から六年も経った昭和十年であった。調査会での議論の結果、政府に対して特別官庁設置の建議が行われるのであるが、そこに至るまでには紆余曲折があったのである。

阪本氏は著書において、この昭和十年に起こった議論を「ひたすら世俗的な制度論」であり、「しまりのない議論が

延々と継続されるが、できることといえば議会がとうの昔に提案していたことをもっともらしく建議することだけであつた<sup>(11)</sup>と評し、それを政府側に主たる責任があるように解釈している。そこで、特別官衙に関する議論が始まつた昭和十年の段階で、当時の内務省が神社行政、とりわけ神社行政官庁拡充問題に対してどのような意識を持っていたのかを検証する。

### 三 特別委員会での意見対立

昭和十年五月二十日、下九段軍人会館で第一回全国神職大会が開催された。これは神祇特別官衙設置促進運動の更なる奮起を目的としたもので、当日は梨本宮守正王や岡田啓介総理大臣、後藤文夫内務大臣、館哲二神社局長などが臨席し、全国より千名以上の神官神職が出席した。大会はまず式典を挙げ、次に地方より提出された議案を協議し、宣言と決議を満場一致で可決した。

全国規模による初の大会が成功に終わったことを受けて、全神会長の水野鍊太郎は政府及び関係する官僚らを説得するとともに幹部は神社当局者と懇談を重ね、特別官衙の具体案と実現の方法を研究した。その結果、神祇官の復活は「現下の情勢に於いては実現の可能性に乏しいので、差當り<sup>(12)</sup>」内務省の外局として独立する方向で意見を纏めた。当

時の構想では、「内務大臣を總裁として次官級の長官と若干の參與を置き、部を設けて各部に勅任部長を置き、新に國民精神の教化に關する施設と神職の養成及び指導監督に關する職員を設け<sup>(13)</sup>」というものであつた。

これに伴い行われた全神の陳情活動は、特別官衙問題が神社制度調査会の調査事項として審議される契機となつた。昭和十年十月十五日の第七回總會にて、調査委員十三名の連名による特別官衙設置に關する建議が発表され、建議者の高山昇によつて神社局を外局、または省に昇格する構想が提案されたのである<sup>(14)</sup>。

この建議は總會での審議の末に、特別委員会にて集中審議することとなつた。当時は、神職に關する制度の諮問案、官国幣社以下神社の維持經營に關する制度の諮問案が内務大臣より付託され、また委員内から提出された特別官衙設置の問題も特別委員会に回されていた。直後の十月二一日に開催された第五三回特別委員会では、會議にあつてどの問題を最初に議論するかが話し合われ、委員長の水野鍊太郎は神職と神社の維持經營については「今直グニドウ云フコトヲ極メネバナラヌト云フコトハナイ<sup>(15)</sup>」として、特別官衙問題を先に議論することとなつたのである。

この、委員会の前後の時期における神社局内の状況を、当時の局長であつた館哲二は後年に以下のように述懐して

いる。

丁度赤木さんが次官で居られたのですが、豫算の時期になりまして御相談を申上げた。私共も一時はやつて見ようではないかと云う氣になりました。大臣も實現するお積りやうにも見受けたのであります。併し當時責任を持つて居る神社局長としましては、どうも神祇道の日本國に於ける何と申しますか地位と、それに應ずる行政機構をどうするかと云ふことに付いて、どうしても自信のある考へ方が出来ませぬのでどうも困つたのであります。押し切つて形を拵へて行けば、只時流に乗つて盲滅法に拵へたと云ふことになつて、大臣に對しても相濟まないと云ふやうな感じがします。世間に對しても相濟まない感じがしたのであります。又一つには無理をして實現させようとするれば、其の時の神社局の豫算を神祇院の豫算に引き直したと云ふことにしかならない、即ち極めて貧弱な内容の外局が出来上がるといふやうな情勢になつて居つたのであります。<sup>(16)</sup>

つまり、昭和十年当時の神社局内は特別官衙創設の機運が高まつており、当時の内務大臣後藤文夫や内務次官赤木朝治も賛意を示していた。しかし、時代はいわゆる準戦時体制下に突入している状況であつた。そのため、人員や機構の拡大にかかる予算の確保の問題が足枷となり、無理や

り外局化すると神社局時代と予算や人員は変わらず、外局化のデメリットだけが浮き彫りになることが予想された。大蔵省を納得させるような説得力ある理論や拡充案を構築することは、少なくとも当時の神社局では不可能だったのであろう。結局、神社局は昭和十一年度の予算での外局化を断念し、八月二八日に人員を若干数増やすことまでしかできなかったのである。

こうした経緯から、神社局はこの特別委員会において、神道に詳しい人物が集まつている神社制度調査会に専門家としての意見を期待していたと推測される。大蔵省を説得できるような、外局化の正当性を証明する理屈と具体的構想が委員会の答申としてまとまることを期待していたのである。

しかし、いざ特別官衙問題の審議が始まると、<sup>(17)</sup> 建議者その他の委員、特に内務次官や神社局長など内務省側に属する委員の間で神社行政官庁の拡大に対する認識の違いが明らかとなつた。神社局や内務省側職員の期待は外れ、建議者側の主張がいかに曖昧で準備不足なものであつたかが露呈してしまふ。代表して、建議者の一人である宮西惟助の第七總會における発言から見ると、彼はこのように主張<sup>(18)</sup> している。

神社局ノヤウナ官衙ハ單ニ事務的ダケデ片附ケテ往ク

ベキモノデハナク、一體ガ祭祀ト云フコトガ儀禮、儀式、形式デアリマスルノデ之ヲドノ方面カラ見マシテモ體面、大義名分ト云フコトニ付イテ考ヘネバナラヌ官衙デアルト存ジマス

建議者が披露した主張は皆、大義名分論に基づく明治初期に存在した神祇官の復活論ばかりで、神社局が参考に出来そうな行政事務に関する専門的意見や提言は出てこなかった。説明不足を感じたのは内務省側委員ばかりではなかったようで、建議者の説明が終わって質疑応答に入ると、最初の質問は宮内次官の大谷正男による以下のようなものであった。

此建議ノ中ニ「權威アル特別官衙」ト云フ文字ガ使ツテアル、此意味ハ略々推察ハ致シマスルガ、權威アル特別官衙ト云フ意味ハ、建議ノ本來ノ目標トシテハ大體下ノ程度ノ官衙ト云フコトヲ意味シテ居ラレマスルカ、此間總會ノ時ニ高山委員カラ御話ガアリマシタ中ニ、院トカ省トカ云フモノガ出來レバ結構ダト云フヤウナ御話ガアツタヤウニ伺ヒマシタノデスガ、其程度ノ大キナ官衙ノ意味デアリマスカ、或ハ又内務大臣ノ管轄内ニ於キマシテ、現在ノ内局ヨリモモツト大キクシテ外局程度ニスル、少クモ外局程度ニスルト云フ……ソレデ落着クト云フヤウナ御考へ……是ハ少シ言

葉ガ惡ウゴザイマスガ、外局位ニハシタイ、ソレナラバ止ムヲ得ナカラウト云フヤウナ御考ヘデアリマスカ、先ヅ此意味ガ大體下ノ邊ヲ目標トセラレルカ、此建議ノ當初ノ皆様方ノ御考ヘヲチヨツト承ハリタイ

これに対して宮西惟助は建議者の一致した意見として、「成べく立派ナ、大キナ、内容ノ充實シタモノ」<sup>(19)</sup>が最終目標であると述べつつ、現実路線としてはひとまず外局化を要求する旨を答弁した。事務の具体的内容については高山昇が、神社明細帳の整備、祭祀の研究、神職養成の充実に<sup>(20)</sup>などを例に挙げつつも「適當ニ一ツ宜イ御考ヘヲ願ヒタイ」と述べ、細目は政府側の判断を尊重する発言をしている。

この質疑応答により、その後の内務省側委員の意見は神社行政官庁拡大の構想とその意義に集中することとなった。特別官衙の構想については、元神社局長で当時貴族院議員であった塚本清治は、神社行政を段階的に拡大させた場合のそれぞれの段階における機構、組織、事務内容を明示するよう求めた<sup>(21)</sup>。内務次官の赤木朝治も、外局化する一般的な要件として「非常ニ事務ガ煩雜デ到底一人ノ局長デハ事務ガ處理シ切レナイ、ソレガ爲ニ數人ノ勅任官ノヤウナ方ヲ置イテ處理シナケレバナラヌト云フヤウナ必要」があると

きだけであると指摘した。また、意義についても赤木が「外局ニスレバ却ツテ權威

ヲ増シテ効果ガアルカト云フト、私共ノ考ヘデハ外局ニスレバ却ツテ力ガ弱クナツテ効果ガナイノヂヤナイカト思フノデアリマス<sup>(22)</sup>」と否定的見解を披露し、「大義名分論カラ云フト、形ハ出来テ内容ガ空疎ニナル、力ノナイモノニナルノデハナイカト云フコトヲ感ズルノデアリマス<sup>(23)</sup>」と懸念を述べた。塚本に至っては、「内外局ノ區別ニ依テ大義名分ハ何等變リハナイト思ヒマスガ、今ノ特別官衙ヲ希望セラレル方々ノ大義名分論ハ神社局ト云フモノヲ對象トシテノ論ノヤウデアアル、何故ニ内務大臣ヲ其處ニ度外視セラレルノデアアルカ、ソレガ私ハ解カラナイ<sup>(24)</sup>」と疑問を投げかけている。

このように、十月二一日、十二月十七日に行われた二回の委員会で内務省側委員は建議者側の考えの大雑把さを徹底的に指摘したが、それでも建議者側は抽象論にこだわりの内務省側委員が求めることに答える事は一切なかったのである。

翌十一年一月二十日の委員会は赤木、塚本をはじめ衆貴両院議員や各省の次官が帝国議会の予算審議で忙殺されていたため欠席し、出席者十一人のうち大谷正男以外は全て建議者という事実上、建議者同士の打ち合わせ会となった。

冒頭で宮西惟助が大義名分から特別官衙問題を語ることに大切さを主張すると、今泉定助もこれに同調して「斯ウ

云フ會議ニ於キマシテハ大體ノ議論ヲ御纏メヲ願ヒマシテ成ルベク圓滿十全會一致ヲ以テ總會ニモ御掛ケ下サルヤウニ御願ヒシタイ<sup>(25)</sup>」と注文をつけた。

神社局の特別官衙化の必要性を論ずるよりも、先に設置をして神祇行政の権威を高めるべき、という両氏の意見に賛同する委員が続く中、寛克彦は内務省側委員の批判に同調して特別官衙の内容に具体性がないと指摘し、「ソナコトヲ決議シタツテ申譯ガナイ、モツト要點ダケハコチカラ註文ヲ出シテ、ソレニ付イテ決議ヲシナケレバイケナイ<sup>(26)</sup>」と主張した。しかし、直後に清水澄が「意見ガ違フカラソレハ纏ラヌデハナイカト思フ……<sup>(27)</sup>」と呟いているように、神社行政拡大の規模については各委員で意見がまとまらないことは必定であった。

#### 四 二・二六事件と委員会の失敗

しかし、翌二一日に衆議院が解散し、続いて二・二六事件とそれに伴う岡田内閣総辞職と政治情勢が一変し、それによつて内閣、貴衆両院の人員が大きく変動した。そのため特別委員の人数が不足して補充の必要が生じ、結果として特別委員の面々が大幅に変わることとなった。

まず、平沼騏一郎が枢密院議長に就任して調査会会長を水野鍊太郎に後任を譲ったことを受けて、空いた特別委員

長に互選によって選ばれた清水澄が就任した。衆議院の解散によって衆議院議員内ヶ崎作三郎が自然消滅し、代わりと同じく衆議院議員の野村嘉六が就任した。

また、二・二六事件に伴う内閣総辞職の影響で、内務大臣が潮恵之輔に、内務次官が赤木朝治の代わりに湯澤三千男が就任し、宮内次官も大谷正男の代わりに白根松助が、文部次官が三邊長治から河原春作にそれぞれ入れ替わった。さらに、大蔵次官津島寿一の辞任と地方局長岡田周造の転任に伴い、各職が特別委員から消滅した。

一連の交代の結果、争点は変わらないまま、対立構図は建議者対内務省側委員から建議者対寛・塚原へと変化した。神社行政に詳しくない者は、ただ沈黙して事の成り行きを見守るか、会議に出席しないかのどちらかであった。

半年ぶりに再開された七月七日、十五日の委員会でも双方は全く歩み寄らず平行線に終わり、もはや「圓満ナ全會一致」は不可能であった。九月二十九日に至って、ついに清水は小委員会を編成して懇談による解決を図った。委員には「遠方ノ方ハ御氣ノ毒デスカラ東京ノ方ニ<sup>(28)</sup>」という理由で千秋、寛、大口、宮西、塚本が選出され、十月十四日、二七日の二回に渡る審議がなされ、寛と塚本が折れる形でようやく答申文の素案の完成に至る。<sup>(29)</sup>

この答申文は十一月四日の第五九回特別委員会で発表さ

れたが、その内容は「暗黙の了解」を明文化したに過ぎなかった。答申文は十一月十七日の第八回総会でそのまま採決されて建議となったが、衆議院議員佐藤興一と文学博士の宮地直一からは、「内容が抽象的である」との意見が挙がり、議論の具体的な経緯の説明を求められている。この時点で、最初の特別委員会から一年以上が経過していた。その結果としてようやく出た答申が「問ヲ以テ問ニ答ヘルヤウナ<sup>(30)</sup>」抽象的かつ妥協的な結論しか出なかったことは、いかに建議者と内務省に深い溝があったかを如実に表しているだろう。

館は當時を以下のように回想している。<sup>(31)</sup>

神社制度調査會を開いて置きながら、はつきりした返事を貰はずに、一方の官廳だけで決めてしまつてはどうかと云ふやうな事情も考へられますので、豫算の時期には先づ見合せて、たゞ神社局の内容充實をやるやうにしたらと云ふので、其の時に押し切つてやれば出來たのでありませうが、神社局の充實と云ふ方面に力を入れることにして此は延ばしたのであります

すなわち、調査会で詳細かつ有効な答申を出せなかったため、神社局は動き出すタイミングを逸してしまつたのである。

以上の経緯から、昭和十年における特別官衙設置運動は、



結果としては神社局に職員が追加されるのみに終わった。この失敗の原因は間違いない、神社制度調査会で説得力ある建議を打ち立てることができなかったことにある。

全国神職会の最終目標はあくまで神祇官の復興、すなわち内外地の神社行政を一元化し、皇室祭祀と神社祭祀を統一し、なおかつ他省から独立した官庁の復活であった。そして、その壮大な目標を実現させるためにはしかるべき段階を踏まざるを得ないことも、神社界は正しく理解していた。しかし、この「段階」、つまり既存の神社行政を拡大する第一段階をどこまで踏み込んだものにするかについては神社界の中でも長年結論が出ないままの状態であり、全神としての運動方針も一貫性のないものとなってしまったのである。神社界は「特別官衙」をスローガンに運動を行ってきたが、具体的にどのような行政機構を理想としているかは、公式には大正十二年の特別官衙設置案<sup>(32)</sup>以降、新たに提示されることはなかった。

水野鍊太郎が全神の会長に就任してからは、まずは内務省外局として独立させる方向で運動に臨んだ。しかし、建議者の間であらかじめ意見の統一をしなかったことが、特別委員会での紛糾を生むことになる。特別委員会が遅々と進まないことを受けてか、昭和十一年九月二四日に催された地方神職会代表者会において、神社界は内閣直属の

機関としての特別官衙構想を推進する方向に再転換してしまっ<sup>(33)</sup>た。

しかし内務省としては、内部部局を外局化するには業務煩雑による実質的な事務規模拡大の必要性が絶対条件であり、肩書だけの内閣直属化などはもつてのほかであった。一部の建議者が主張している祭祀の催行、祭祀を研究する施設の設置については内務省側も「今後の課題」の言葉で逃がっている節も見られるが、たとえ内務省側が受け入れたとしても、内務省の一内局が国家の祭祀をも管掌することは神社界の方が許さなかったであろう。そして神社局には、たとえその意欲があろうと、抜本的に神社行政を拡大させる力はなかった。

章の冒頭で書いたように、先行研究ではこの会議の失敗を政府側に原因があるように説明している。神社局が独力で有力な理論を作れなかったこと、外局化の一般的要件にこだわったという点で、その評価は正当であろう。しかし、内部の意見を統一して内務省を納得させるだけの理論を提示せず、また内閣直属官衙構想へ再転換してしまっ<sup>(34)</sup>など、せっかくの好機を生かせなかった全神側にも、重大な過失があったと言わざるを得ない。

## 五 昭和十四年特別官衙設置運動

昭和十一年十一月の第八回総会を以て特別官衙問題の議論は終了し、以降の神社制度調査会の議題は神職制度に関する問題に移行し、特別官衙に関する議論は鳴りを潜めた。内閣は広田弘毅以降三転し、議会は特別官衙どころか予算を通すことが精一杯であった。全神側も、全神内の神社制度調査委員会において「八神殿奉斎に関する問題」についての協議を始め、その反面、官衙設置運動が下火となってしまう。やがて日中で戦端が開かれると、神社界の注目は護国神社問題や従軍神職問題、さらには海外神社問題に移ってしまう。十四年度予算で神社局内に指導課を設置する予算が認められたが、全神側としては別段期待していなかった事であり、それを契機に再び特別官衙設置運動が息を吹き返すということはなかった。

政府は昭和十二年八月に国民精神総動員運動を閣議決定し、十月には民間組織として国民精神総動員中央連盟を結成、国民の意識を戦時体制へと誘導していく。運動は政府が総がかりで行うものと各省が主催するもの、各地方官庁と民間団体が共催する者の三つに分かれ、各地方が実践する運動では宮城礼拝、神社礼拝などが推奨され、実行されていた。これにより、国民の神社に対する意識は向上し、

神社界には有利な展開となっていく。それはまた、内務省にとっても神社行政拡大の余地ができたことを意味していた。

再び神祇特別官衙設置運動が動き出すのは、昭和十四年一月に平沼驥一郎が総理大臣に就任したことに始まる。平沼内閣は第一次近衛内閣とほぼ同様の陣容であったが、敬神家の平沼本人に加えて内務大臣に木戸幸一<sup>(35)</sup>、内務次官に館哲二が就任することで神社行政にとって非常に有利な人事となった。そして、運動再開の直接的な契機となったのは、昭和十四年二月二十五日、第七回帝國議會貴族院予算委員会第三分科会における千秋の木戸内相に対する質問である。

このとき、千秋は木戸に対して「広田、林内閣時の予算分科委員会においても神祇行政の拡充について質問をしたが、拡充を進めると述べるだけで一向に実現しない。この際政府は決断をして、追加予算に計上してでも神祇特別官衙の設立を実行してほしい」といった主旨の要望を演説した。

対して木戸は「現在ノ神社行政ノ機構ハ其ノ重要性ト、又現下ノ時局ニ鑑ミマシテ、一般ト擴充整備ヲ要スル<sup>(36)</sup>」と述べた上で、「昭和十五年度以降ニ於テ之ガ改進ノ實現ニ努力ヲ致シタイト考ヘテ居リマス」と、歴代の内相で初め

て具体的な答弁をした。

この木戸の答弁は、従来の内務大臣によるそれと比べて非常に積極的なものであった。全国神職会はこれら木戸の言動を特別官衛成就の最大の好機と判断し、四月四日に関係者による会合を行う。

この会合では水野を始めとする各理事、中島清二および鳥羽正雄の両監事、更に千秋、高山、今泉など古参の神社制度調査委員、明治神宮司有馬良橘、皇典講究所所長佐佐木行忠、國學院大學学長河野省三といった神職関係有力者、さらに元神社局長吉田茂、神社局考証課長阪本広太郎、神社局事務官宇佐美毅、元神社局考証官で文学博士の宮地直一など神社局にゆかりのある者と、錚々たる人物が一堂に会した。協議の末に全神内部の意見を委員会で統一し、作成した具体案を建白書として政府に提出することに決定する。<sup>(37)</sup>

委員会には千秋、吉田、高山、今泉、宮西、高階が指名委託され、建白書の具体案を吉田が作成した。さらに五月二十日、皇典講究所内に調査委員会を設置、吉田の案を附議決定して建白書を作製した。<sup>(38)</sup>六月八日には首相官邸にて平沼、木戸と面会し、特別官衛設置建白書を提出して特別官衛の設置促進を強く要請している。

昭和十四年六月二一日、内務省は平沼に神祇行政事務刷

新と防空研究所設置を求める建議案を提出した。<sup>(39)</sup>同月二九日に法制局が閣議に送付し、七月三日を以て勅令として公布される。この改正では、神社局内に指導課、造宮課を新設、神社局参与、勅任考証官を設置した。指導課は、明治十年の教導職解散以来の教化機関であった。

『皇國時報』の誌面も、指導課が実際に設置されたことを契機によりやく運動の盛り上がりを見せ、「これだけでは只、事務上の擴張に止まつてゐて、祭政一致の根本精神に基いた萬全の構成とは言ひ得られない」と、次の段階として特別官衛設置の実現を急かすようになった。<sup>(41)</sup>昭和十年度の反省を踏まえて全神は執拗な陳情活動を行い、従来名誉会員、あるいは特別会員であった神社局長を副会長に就任させるなどの措置をした。<sup>(42)</sup>

しかし、神職界側が平沢内閣発足を千載一遇と捉えて入念な運動を行う一方、内務省は全神案への答申として、七月頃<sup>(43)</sup>に独自案を作成した。しかしそれは、神社界側の望む祭祀と行政の両方を司る機関ではなく、単なる内務省外局案だった。全神が二カ月かけて作った建白書は、何の意味も為さなかつたのである。

## 六 内務省外局構想の復活

内務省が提案した外局化案は、昭和十年神祇特別官衛論

議における一連の議論を参考にして作成したと思われる形跡がある。内務省案では百万円を予算として計上し、中央機構を神祇院と仮称し、内務大臣による総裁兼任の下、勅任官である副総裁を実務上の頂点として二局と庶務課から成る計画であった。行政事務を担当する第一局（仮称総務局）には総務課、指導課、造管課が置かれ、第二局（仮称祭務局）には祭務課、調査課、考証課を置くものとした。地方に対しては各道府県に神社課を置き、地方事務官、属官、地方祭務官（重要七府県のみ）と祭務官補を任命される構想となっている。神社の根本に対する調査を行う審議会については、当面のところは神祇院調査課で調査を行い、調査の目標がついたところで官制を發布して審議会を創立させる計画であった。

一方の昭和十年時に決議された全神案は、「内務大臣を總裁として次官級の長官と若干の參與を置き、部を設けて各部に勅任部長を置き、新に國民精神の教化に關する施設と神職の養成及び指導監督に關する職員を設け」というもので、機構の規模、人事面において内務省案と類似している。<sup>(44)</sup> また、内務省案には全神案だけでなく、神社制度調査会で議題にもなった祭祀についても、建議者の主張を取り入れて神祇院内に調査研究を専門に行う「調査課」を設けることにしている。既に存在している考証課と混同され

ることを覚悟で調査課を設け、神社の根本について調査を行うとしていることから、神社制度調査会での議論が反映されている。ここから、少なくとも昭和十四年の時点においては、内務省は祭祀に関して正面から研究に取り組み姿勢を見せていたといえるだろう。

もうひとつ注目すべきは、地方機構の拡大については内務省と神社界の両者の意見が一致していた点である。地方官庁における神社行政は、地方官官制第十五条によって学務部内に社寺兵事課が置かれ、細かい業務について個々の神社を管理することになっている。しかし、神社、仏教、その他宗教の日常業務と徴兵の管理や防空施設の指導などの兵事を一課に纏めて管掌していることから、極めて貧弱であるとの批判があった。その拡大については皇國時報で論説「地方神社行政の問題」<sup>(45)</sup>を一面で掲載するほかに、全神と神社局の間で長年交渉を続けてきた。千秋は帝國議會において毎年、政府に対して神祇特別官衙と合わせて地方神社行政の拡大について質問していたが、政府はその重大性には同意するものの「國費、地方費に相當な關係を持つので、其の實現に關して努力はするが、財政上の點を勸考」<sup>(46)</sup>すると述べるに留まっていた。

一方の内務省にとっては、全国に散在する神社を一手に管轄する關係上、また地方局と神社局が同じ省に同居して

いることから、神社行政と地方官庁との関係は密接不可分であった。個々の神社を直接管理するのが各地方官庁である以上、地方官庁と中央の神社局との間の連携、連絡は不可欠であり、神社局が内務省から独立した場合に地方官庁と今までのような連携がとりづらくなることが懸念された。<sup>(47)</sup> 全神が六月に提出した建白書を内務省の立場から見ると、全神が要求する内閣直属構想と地方神社行政拡充構想は矛盾するものであり、地方官庁を通さずに神社院が神社を直轄するには、機構整備にかかる費用と手間がかかり過ぎると判断したのである。内務省は内閣直属構想を拒絶する代わりに、地方行政を拡大し<sup>(48)</sup> 連携を強めるという選択をしたといえる。この点においては、神社界側の要望が全面に採用された結果となった。

以上のことから、神社局は昭和十年時に全神が決議した外局化案を骨子として、神社局と全神で利害が一致していた地方行政拡大を新たに加えた案を構築したといえる。それは神社局の都合を一方的に取り入れた内容で神社界の反対は必至だったが、神社局はもはやどのような内容の機構を創ろうと神社界側に配慮する必要はなかった。神社界はもはやなす術もなかったのである。

## 七 神祇院官制成立

神社界は政府の関係者と接触して、特別官衛実現を懇請してきた。しかし、神社界側との合意が得られていないにもかかわらず、木戸内相は内務省案に基づく翌年度予算を大蔵省に計上してしまった。<sup>(49)</sup> ここに至って、全神側は内務省が外局案で譲らないことを悟ったであろう。八月二五日に行われた地方神職連合団体選出連合委員会において、全神は内務省案に合流することに決定した。<sup>(50)</sup> 直後の八月三十日に平沼内閣は総辞職してしまいが、予算計上が済んでいること、また神社界が速やかに阿部新総理始め関係大臣に面会し神祇院実現を懇請して阿部の理解を取り付けたこと<sup>(51)</sup> から、昭和十年のときのように雲散霧消してしまう事は無かった。

しかし、内務省と神社界側が意見の一致をみても、すぐに官制の成立というわけにはいかない。十一月十三日、大蔵省による第一次内務省翌年度要求予算査定が行われ、神祇院の規模は勅任官二名、奏任官数名程度まで縮小され、地方官官制改正案は全滅の憂き目に遭ってしまふ。内務省は十五日に内務省議を開き、対策を練った。十二月二日と六日の第四次査定によって、年間予算三十万円であろうやく神祇院案は内務省原案に近い形で復活し、地方庁関係も祭

務官八名、祭務官補四七名という形で復活することとなる。

内閣が米内光政に交代してから一ヵ月後に帝国議会が開かれ、二月二三日に神祇院案は第四次査定のまま、設置予算が九カ月で二一万三千円に、地方神社行政の刷新に要する費用が六万九千円で両院を通過した。しかし今度は、官吏身分保障撤廃案等に伴う枢密院煩雑の為に七月を過ぎても法制局による官制審議が始まらず、十二月まで持ち越される<sup>(52)</sup>と予測されるような状況になってしまふ<sup>(53)</sup>。皇紀二千六百年記念祝典を十一月十日に控えていた神社界としては、なんとしても祝典前に神祇院官制を成立させるべく、七月十二日に全神は米内首相に神祇院官制実施促進を要望した。九月十四日、内務省はようやく内閣に神祇院設置を請議した。法制局による修正を受けて十月二日<sup>(54)</sup>、神祇院設立案は第二次近衛文麿内閣によって枢密院へ諮問されること<sup>(55)</sup>が決定される。

同月二十九日に枢密院で開かれた審査委員会を経て、十一月六日に枢密院本会議が開かれた。報告員有馬良橋からの趣旨説明の後、清水が地方庁に神社課の特設を求めたのちにすぐに採決に入り、諮詢案のまま全員一致で可決された。皇紀二千六百年記念祝典行事の前日である十一月九日、神祇院官制は勅令七三六号によって、地方祭務官・祭務官補の設置は翌年一月十六日に地方官制及び北海道庁官制改正

によって公布された。

このようにして、内務省側が我を通して打ち立てた<sup>(56)</sup>内務省外局案は、最終的には中央機構の拡大も地方機構の充実も不完全なものとなった。結局、神社界の五十年越しの悲願であった神祇特別官衙構想は内務省、大蔵省、法制局によって骨抜きにされてしまったのである。

だが、それは先行研究のように「『神社行政統一』に対する内務省の『熱意の無さ』」<sup>(56)</sup>での一言で済ませてしまつてよいのであろうか。神社界の要望に比べれば遙かに規模の小さい外局案ですら人員、予算ともに大きく削られ、地方官庁内の神社課設立構想も全滅の憂き目に遭つた事実を見れば、神社界側が主張する内閣直属構想が机上の空論にすぎず、内務省の判断が行政官庁としては妥当なものであつたことが分かる。

また、祭祀の齋行に関しても、専門に研究を行う調査課を設置している以上、少なくとも昭和十四年頃までには祭祀を神祇院の管掌事項に加える試みの一部は始まつていたと言ふことはできよう。そもそも、調査課が考究する「祭祀の根本義」は神社界では神社制度調査会の成立以来長年議論してきて、とうとう結論を出せずにきたことであつた。神社の根本たる祭祀について神社界側が一定の解答を出せないでいるのに、一足飛びに中央官庁が祭祀の齋行を管掌

してしまふことは、純然たるお役所であるところの内務省には通らない道理だったのである。

そしてそれは、特別官衙実現に失敗した昭和十年時の構図、つまり曖昧で理想的なことしか主張しない全神側と、現実的で官僚の論理に縛られた内務省側のすれ違いの構図と何一つ変わっていない。

## 八 行政官庁としての神祇院

昭和十年の神祇特別官衙設置運動は、結果として神社界に燻っていた問題、すなわち神社界の意思不統一を露呈することとなった。その教訓から、昭和十四年の好機にあたって内務省は独自案を大蔵省に予算計上し、神社界に半ば強引に首を縦に振らせたのである。その構想は、平沼騏一郎の意向により神祇官復活への足掛かりはついたものの、基本的には内務省の意向が強く反映されたものであった。

とはいえ、内務省の意向の全てが実現したわけでもなく、とりわけ地方官庁に神社課が実現しなかったことは、地方との密接な連携を目的に内務省外局案を立案した経緯から考えると、大きな痛手であったといえよう。当初の構想通りに地方事務官、属官、祭務官及び祭務官補を完備した独立した一課が形成されていたならば、神社行政は事務、人材面において充実したものになった可能性は高い。

当然ながら、神祇院の成立自体は神社界の長年の悲願であり、新設された教務局とその揮下にある指導課、祭務課、調査課の三課は従来の神社行政から一步踏み出した画期的なものであったことに間違いは無い。しかし、その成立過程に注目してみれば、「国家神道」の絶頂期に成立したとされる神祇院は、実際のところは神社界側と政府側が足並みを揃えることができないまま誕生した、双方にとって不本意な行政官庁だったのでないだろうか。

## 註

- (1) 村上重良『国家神道』(岩波新書、一九七〇年)、二〇六頁。
- (2) 村上重良『歴史文化セレクトション 国家神道と民衆宗教』(吉川弘文館、二〇〇六年)、五五〜七〇頁。
- (3) 葦津珍彦『国家神道とは何だったのか』(神社新報社、一九八七年)一五五頁。
- (4) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店、一九九四年)第十章「国家神道体制の成立と同様」(三三七〜三六二頁)。
- (5) 阪本是丸『近代の神社神道』(弘文堂、二〇〇五年)一五三頁。
- (6) 藤岡洋保「官国幣社の営繕費について内務省神社局(神祇院)時代を中心に」(『神社本庁教学研究所紀要』第四号、一九九九年)一〜三五頁。
- (7) 藤本頼生「無格社整理と神祇院」『国家ノ宗祀』と神社概

念」(『國學院雜誌』一一三号、二〇一一年)六七、八六頁。

(8) 阪本是丸編『国家神道再考』(弘文堂、二〇〇六年)三五八頁。

(9) 以降、全神と略称する。

(10) 全国神職会の中にも同名の会議があるが、本論文では特に記述しない限り「神社制度調査会」とは内務省の神社制度調査会を指すこととする。

(11) 前掲『国家神道形成過程の研究』三二六頁

(12) 皇國時報発行所『皇國時報』第五七〇号(昭和十年七月二十一日)九面。

(13) 全国神職会『全国神職會沿革史要』(全国神職会、一九三六年)七四頁

(14) 神社本廳編『神社制度調査会議事録②』近代神社行政史研究叢書Ⅱ(神社本廳、二〇〇〇年)五二九頁。

(15) 前掲『神社制度調査会議事録②』五三四頁。

(16) 神祇院教務局調査課『神社局時代を語る』六三頁。

(17) 第五十三回当時の特別委員会委員は以下の通りである。調査会会長が平沼騏一郎(枢密院副議長)、特別委員長が水野鍊太郎(貴族院議員、全国神職会会長)、委員は政府側の人間は清水澄(枢密顧問官)、有馬良橘(枢密顧問官、明治神宮宮司、全国神職会顧問、三邊長治(文部次官、岡田周造(内務省地方局長)、大谷正男(宮内次官)、赤木朝治(内務次官、全国神職会副会長、貴族院議員では白川資長(子爵、白川家当主)、千秋季隆(男爵、千秋家当主)、塚本清治、衆議院議員は内ヶ崎作三郎、大口喜六が任命された。この内、水野鍊太郎、赤木朝治、

塚本清治は神社局長経験者である。また、建議者である吉井良晃(西宮神社宮司)、今泉定助(神宮奉斎会会長、全国神職会顧問)、高山昇(官幣大社伏見神社宮司、全国神職会顧問)、宮西惟助(官幣大社日枝神社宮司、全国神職会副会長)、神崎一作(神道本局五代目管長)、寛克彦(帝国大学教授)も参加している。

(18) 前掲『神社制度調査会議事録②』五二六頁。

(19) 同前五三五頁。

(20) 同前五四六頁。

(21) 同前五四一頁。

(22) 同前五四六頁。

(23) 同前。

(24) 同前五四七頁。

(25) 同前五七八頁。

(26) 同前五八四頁。

(27) 同前。

(28) 前掲『神社制度調査会議事録②』六四八頁。

(29) 答申文素案は次の通りである。

曩ニ御附託相成リタル神祇ニ關スル特別官衙設置ノ件ニ就キ及報告候

方今時局重大ノ秋祭祀ノ本義ヲ明ラカニシ敬神崇祖ノ美風ヲ昂揚シ以テ民心ヲ作興スルハ正ニ緊要ノコト、ス

然ルニ神祇ニ關スル制度ノ現状ヲ見ルニ叙上ノ目的ヲ達成スルニ遺憾ノ點鮮シトセス、依ツテ政府ハ神祇ニ關スル行政機關ニ就キ速ヤカニ考究善處スルト共ニ祭祀ノ根本ニ關シ深ク方途ヲ講シテ益々之ヲ



明ラカニシ以テ斯道ノ興隆ニ資セラルルノ要アリト  
認ム

(30) 前掲『神社制度調査會議事録②』一六五一頁、野村嘉六の  
発言。

(31) 前掲『神社局時代を語る』六三頁。

(32) 全国神職会が発足して、初めて特別官衛構想を取り纏めたのが、この設置案(前掲『全国神職會沿革史要』三〇頁)である。この設置案では内務大臣下に総務部、礼典部、造営部の三部からなる「神祇官」を設置し、その總裁には皇族が就くというものであった。このときは政府側も「神社行政に関する各機関、即ち神社局、造神宮使廳、明治神宮造營局を統一して新に神祇院を設置」(三一頁)するという、全国神職会よりも積極的な案を立て、十三年度での成立を目指した。しかし同年九月の関東大震災でそれどころではなくなり、特別官衛実現の千載一遇の機会は失われたのである。

(33) 小室徳『神道復興史』(神祇官復興同志会、一九四三年)三三〇頁。

(34) 内政史研究会『内政史研究資料七九、八〇集 飯沼一省氏談話速記録』(一九六九年)でも、飯沼氏は「平沼さんが大変熱心でした。神様のことは好きでしたね」と証言している。平沼騏一郎のちに内務大臣に就任して、神祇院總裁となっている。

(35) 木戸は内大臣府に当初は秘書官長、後に内大臣として勤務して宮中政治に関与していたほか、敬神家でもあった。彼の日記である『木戸幸一日記』には、出張の際に当地の神社を参拝するばかりでなく、日常的に都内に点在す

る数多くの神社へ参拝している様子が記録されている。「帝國議會貴族院委員會速記録 七六 昭和篇」(東京大

学出版会、一九九六年)、二五四頁。この発言自体は、従来の内相の答弁とほぼ同一である。

(37) 前掲『皇國時報』七〇二号(昭和十四年三月一日)九面。建白書と同時に作成された「實施に關スル要項」は以下の通り。

「實施ニ關スル要項」

一、今回設置セラルヘキ神祇所管ノ官衛ハ單ナル内務省ノ一部局タルニ留マラス各省所管ノ庶政悉ク祭政一致ノ精華ニ則ルヲ要スルノ趣旨ヲ明カナラシムル之ヲ内閣總理大臣ニ直屬セシムルコト

一、右官衛ハ普通行政事務ノ範圍ノミニ止ルコトナク國家ノ祭祀禮典ヲ司ル權威アル中樞官衛タラシムルコトヲ要ス廳内部局ノ編制ニ於テモ此ノ趣旨ヲ明カニスルコト

一、右官衛ノ長官ハ内閣總理大臣親ヲ之レニ當リ次長ヲ親任官トシ以下ノ諸官モ亦廣ク適材ヲ登用スルノ趣意ヲ以テ特別任用ノ途ヲ開クコト

一、祭祀禮典ヲ正シウシテ其ノ本義ヲ庶政ノ實際ニ顯ハシ國民ノ依遵スヘキ方途ヲ確立セムカ爲ニハ其ノ組織方法ニ付今後ニ於テモ引續キ最モ慎重且周匝ナル研究ヲ要スルモノアルヘク宮中祭祀ノコトニモ重大ノ關係アルヘキヲ以テ此等至重ノ問題ヲ審議考究スル爲速カニ最モ權威アル審議機關ヲ設置スルコト

一、右審議機關ハ内閣ノ更迭其ノ他ノ事情ニ依リ

テ其ノ使命ノ達成ヲ妨ケラル、コトナキヤウ構  
成上萬全ノ用意ヲ施スコト

一、右機關ノ審議人員ハ徒ラニ多數ニ上ルコトヲ  
避クヘキモ單ニ祭祀ソノモノノ、ミナラス政治  
經濟教育等ノ方面亘リテモ最高ノ權威アル人材  
ヲ網羅スルコト

ハ、各國務大臣及兩院議長ハ右機關ノ審議員タル  
ヘキコト

二、右機關ノ庶務ハ今次設置セラルヘキ神祇官衙  
ニ於テ之ヲ管掌スルコト

一、地方廳ニ於ケル神社事務ハ現在學務部内ノ一係  
ニ於テ管掌セラル、ニ過キス極メテ遺憾ナル状態  
ニ放置セラレアルヲ以テ前記中樞官衙ノ機構ニ照  
應シ速カニ神祇事務所管ノ地方機構ヲ拡充整備シ  
テ專任ノ要員ヲ配置スヘキコト

この実施要項では、昭和十年の失敗を元に、特別官衙  
の規模を明確にし、祭祀を研究する機関について内閣更  
迭などの外的影響を排除する条項を加えている。

(39) 国立公文書館所蔵『公文類聚』第六三編・昭和十四年  
「内務省官制中○高等官官等俸給令中ヲ改正ス。(神社局  
ニ参与、考証官ノ勅任及防空研究所設置)」。

(40) 前掲『皇國時報』第七一四号(昭和十四年七月二二日)  
一面。

(41) 前掲『皇國時報』第七一四号では六面に渡って全国神職  
会有力者九人による特別官衙設置を要望する論説が掲載  
されている。

(42) 前掲『皇國時報』第七一四号(昭和十四年六月二二日)

十五面。

(43) 前掲『神道復興史』三五九頁。『木戸幸一日記 下巻』

によると、七月二六日に全神が陳情に訪れた二日後に館  
内務次官と中野與吉郎神社局長が木戸を訪れ、神社行政  
拡大案を相談している。(七三五頁)日記の記述では、  
七月の中に中野が神社行政拡大の問題で木戸を訪問してい  
るのはこの日が最初で最後であった。この点から、神祇  
院創設について木戸が積極的に指示をしていたとはいえ  
ない。全ては神社局内で既に進んでいた事だったので  
なからうか。

(44) 前掲『全国神職會沿革史』七四頁

(45) 前掲『皇國時報』六六四号(昭和十三年三月一日)一面。

(46) 前掲『皇國時報』六三四号(昭和十二年五月一日)九面。  
昭和十一年七月十五日の特別委員会の際にも、塚本は

「内閣總理大臣ニ直屬シタカラト言ツテ尊嚴ヲナスモノ  
デハナイ、却ツテ地方官トノ關係ニ於イテ不利益ハ明カ  
ダト思ヒマス」(前掲『神社制度調査會議事録②』六二  
二頁)と述べている。しかし神社界の中では、地方との  
連携というよりは内務省が地方官庁への影響力を残した  
いが故に外局案を推しているのではないかと推測してい  
る。高山昇は『皇國時報』に載せた論説で、「内務の  
外局説は内務の離れては俗にいふ『地方廳に對してニラ  
ミがきかなくなるから』といふに在りて一應首肯せら  
る、やうなれどそは尚神祇問題の根本問題に觸れず新領  
土海外神社等を顧慮せず神社行政の統一を欲く一時逃れ  
の曲論なり」と批判されている。(七一四号五面)

(48) 『公文類聚』に所載されている、昭和十五年六月作成の

「神祇院關係質問豫想事項並答辨要綱」(「公文類聚」第六四編・昭和十五年)では、「神祇院ハ現在ノ所所管事務ノ内容ヨリ見テ地方廳トノ密接ナル連絡ヲ保持スルヲ要スル為」、また「現在ノ内務省ト地方庁トノ關係ヨリ見マシテ内務大臣ノ所管ニ屬セシムル方ガ地方庁トノ連絡ヲ緊密ナラシメ」としている。

(49) 読売新聞昭和十四年八月二二日朝刊二面。

(50) 前掲『皇國時報』七一八号(昭和十四年九月一日)によると、合流に至るまでには「理事中村神社局総務課長より別項の如く特官問題の神社局案(假稱神祇院案)について説明ありそれに對し各委員より極めて眞摯熱烈な質問が續行されたが、結局水野會長始め幹事の意向も各委員の意見も尚未だ十分とは云ひ難いがこの際特官問題に對する内務當局の努力を謝し内務省案に合流して斯界の意見を一定し、實現に向つて努力する事となり、是に意見の一致を見た」(八面)というやりとりがあった。

(51) 前掲『神道復興史』三六一頁。

(52) 前掲『皇國時報』七四九号(昭和十五年七月十一日)一面。

(53) 前掲『皇國時報』七六一号(昭和十五年十一月十一日)九面。

(54) 当初、調査官は文官任用令第七条による任官を構想されていた。第七条とは「教官、技術官其ノ他特別ノ學術技藝ヲ要スル文官ハ高等官ニ在リテハ高等試験委員、判任官ニ在リテハ普通試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用ス」というものであったが、法制局によつて「前例ナキノミナラズ理論上モ其ノ是非ニ付多大ノ疑義存スル」として認

められず、やむを得ず勅令七四一号で新たに調査官の特別任用を制定せざるを得なくなつた。その影響で、調査官補三名と属一名が属官四名に改められた。その他、考証官が勅任官一名奏任官二名から勅任官一名奏任官一名に改められた。

(55) 「公文類聚」には、附記として「藝ニ神祇院ノ設置ヲ契

機トシテ之ヲ内閣總理大臣ノ所管ニ移シ内閣總理大臣ヲシテ各外地ニ於ケル神社行政ヲ統轄セシムルノ試案ヲ樹テタルガ内務大臣所管ノ儘トスル旨ノ原案者ノ切ナル要望ヲ容レ原案ヲ認ムルニ決ス」との注意書きが残されている。

(56) 阪本是九編『国家神道再考―祭政一致国家の形成と展開

―』(二〇〇六年、弘文堂) 三九一頁。

(慶應義塾大学大学院生)